

# 平成30年第2回

## 大空町議会臨時会会議録

- ・招集 平成30年5月25日
- ・開会 平成30年5月25日
- ・閉会 平成30年5月25日

大空町議会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	後藤	忍	7番	品田	好博
2番	三條	幸夫	8番	齋藤	宏司
3番	上地	史隆	9番	松岡	克美
4番	田中	裕之	10番	深川	昇
5番	原本	哲己	11番	松田	信行
6番	沢出	好雄	12番	近藤	哲雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、副町長、総合支所長、総務課長、総務課参事、住民課長、福祉課長、福祉課参事、産業課長、産業課参事、建設課長、建設課参事、地域振興課長、住民福祉課長、総務課主査、教育長、生涯学習課長、生涯学習課参事、選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

# 平成30年第2回大空町議会臨時会議事日程

第1号 平成30年5月25日（金） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について  
(諸般の報告)
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 同意第2号 大空町副町長の選任について
- 日程第13 同意第3号 大空町教育委員会教育長の任命について
- 日程第14 同意第4号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第5号 大空町監査委員の選任について
- 日程第16 同意第6号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 同意第7号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 同意第8号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第9号 大空町固定資産評価員の選任について
- 日程第20 同意第10号 大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 日程第21 同意第11号 大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第12号 大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 日程第23 議案第31号 物品の購入について
- 日程第24 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 日程第26 議案第34号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第27 議案第35号 平成30年度大空町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第28 選挙第4号 大空町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第29 報告第3号 専決処分の報告について

# 出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町 長 山下 英二

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副 町 長	川 口 明 夫	産 業 課 長	藤 田 勉
総 合 支 所 長	伊 藤 裕 幸	産 業 課 参 事	中 村 直 樹
総 務 課 長	南 部 猛	建 設 課 長	高 島 清 和
総 務 課 参 事	林 敏 美	建 設 課 参 事	山 本 純 生
住 民 課 長	田 中 信 裕	地 域 振 興 課 長	作 田 勝 弥
福 祉 課 長	佐々木 徳 幸	住 民 福 祉 課 長	星 加 政 志
福 祉 課 参 事	松 川 一 正	総 務 課 主 査	土 田 康 裕

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教 育 長	渡 邊 國 夫		
生 涯 学 習 課 長	佐 薙 幸 史	生 涯 学 習 課 参 事	田 端 久 剛

4. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事 務 局 長 小笠原 和 哉

5. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事 務 局 長	菊 地 教 男	事 務 局 主 幹	石 川 大 樹
---------	---------	-----------	---------

以上のとおり報告する。

平成30年 5月25日

大空町議会議長 近 藤 哲 雄

# 諸 般 の 報 告

《平成30年4月27日～5月25日》

- 4月27日 第1回総務厚生常任委員会  
第1回産業建設文教常任委員会  
第1回議会広報常任委員会  
第1回議会運営委員会  
第1回議員協議会
- 5月 1日 湖水開き安全祈願祭  
3日 芝桜まつりオープニングセレモニー  
15日 オホーツク町村議会議長会定期総会（興部町）  
18日 第2回議員協議会  
第2回総務厚生・第2回産業建設文教合同常任委員会  
第2回総務厚生常任委員会  
第2回産業建設文教常任委員会  
平成30年度大空町商工会通常総会  
23日 第2回議会運営委員会  
25日 平成30年第2回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会、開議宣告

◇議長 おはようございます。ただいまから平成30年第2回大空町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において、3番上地史隆議員及び4番田中裕之議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

◇議長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇議会運営委員会委員長 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本臨時会を開くにあたり、5月23日に議会運営委員会を開き、会期等について協議をいたしました。本臨時会は、町長から提出されております案件が24件、議会側からの案件が2件であります。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると判断いたします。以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定

◇議長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。本日の議事日程は配付しております日程表のとおりであります。前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。以上でございます。

◇議 長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

◇議 長 日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。田中住民課長。

◇住民課長 議案書の1ページでございます。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。議案書3ページをお開き願います。専決処分書。大空町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月31日、大空町長山下英二。議案書5ページから23ページが、大空町税条例等の一部を改正する条例の改正条文でございます。議会臨時会参考資料の1ページから7ページに、大空町税条例等の一部を改正する条例の概要を8ページから61ページには新旧対照表を掲載しております。改正の内容につきましては概要により御説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開き願います。承認第1号関係、大空町税条例等の一部を改正する条例の概要です。改正の趣旨でございますが、平成30年度の地方税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方の税財源を確保するなどの観点から、個人町民税の基礎控除等の見直し、土地に係る固定資産等の負担調整措置の延長、たばこ税の税率の引き上げ、共通電子システムの導入等の税務手続の電子化の推進措置等を講ずることとされ、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、大空町税条例の改正が必要となりましたことから、地方自治法の規定により、本年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。項目の1、個人町民税、法人町民税です。(1)個人町民税につきましては、個人所得課税の見直しとして、働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえます。給与所得控除公的年金等控除が10万円引き下げとなり、基礎控除を同額引き上げます。2ページをお開き願います。関係条例第24条、附則第5条①個人町民税非課税範囲の見直しでは、障害者、未成年者等に対する非課税措置の所得要件及び均等割非課税限度額の引き上げを行います。町民税非課税要件を所得125万円以下から135万円以下に、均等割非課税限度額を改正前の金額に10万円を加算した額に引き上げます。関係条例第34条の2、②基礎控除の見直しでは合計所得金額2,400万円超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを設けます。合計所得2,400万円以下の方の基礎控除額は43万円、合計所得2,400万円を超える場合、基礎控除は所得に応じて縮小され、2,500万円を超える場合は基礎控除なしとなります。関係条例第34条の6、③調整控除適用の見直しでは基礎控除の見直しに伴い、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については、調整控除の適用はできないこととします。①から③の施行期日は平成33年1月1日になります。関係条例第36条の2、④年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しでは、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者



が、配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とします。施行期日は平成31年1月1日になります。3ページをご覧ください。(2)法人町民税です。関係条例第48条、⑤大企業の法人町民税に係る電子申告の義務化では、資本金1億円超の普通法人等に対し電子申告が義務づけされます。施行期日は平成32年4月1日になります。同じく第48条、⑥外国子会社合算税制等に係る新たな税額控除制度の創設では、外国関係会社の課税対象金額等に対応する金額を控除する制度が創設されます。関係条例第20条、第52条、附則第3条の2、附則第4条、⑦納期限延長の場合の延滞金の見直しでは、修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合、国税における税の計算期間の見直しと同様の見直しを行うものです。⑥と⑦の施行期日は平成30年4月1日になります。4ページをお開き願います。関係条例第23条と第31条、第47条の3、第47条の5、第53条の7は、法令等の改正に合わせ所要の規定の整備、及び項ズレ整理を行うものです。施行期日は、第23条が平成32年4月1日、その他が平成30年4月1日になります。続きまして、項目の2、固定資産税、関係条例附則第11条の2、附則第12条、附則第12条の2、附則第13条、附則第15条、①平成30年度評価替えに伴う負担調整措置では、現行の固定資産税(土地)にかかります負担調整措置を3年延長します。関係条例附則第10条の2、②課税標準の特例措置の延長等では、地方税法改正にあわせて、わがまち特例の対象資産に係る固定資産税について見直しをします。わがまち特例とは5ページに記載のとおり、地方団体の政策等に応じた特例措置を実施できるよう、法律で定める範囲内で特例リストを選択できる制度で本町の特例率は国が参酌基準として設定した特例率で規定しております。1点目は公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について見直しを行った上、適用期限を2年延長、2点目は津波避難施設の用に供する家屋のうち、避難用部分及び当該避難施設の敷地内において、新たに設置された避難の用に供する一定の償却資産を対象に加えた上、指定避難施設の指定に係る期限を延長、3点目は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について見直しを行った上、適用期限を2年延長いたします。5ページ中段をご覧ください。関係条例附則第10条の3、③バリアフリー改修施設に係る税額の減税措置の創設では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の固定資産税について当該家屋に係る固定資産税額の3分の1に相当する金額を減額します。①から③の施行期日は平成30年4月1日になります。関係条例第54条、附則第11条は、法令改正にあわせ所要の規定の整備及び項ズレ整理を行うものです。施行期日は平成30年4月1日になります。6ページをお開き願います。関係条例附則第17条の2につきましても、同様の整理で施行期日は平成31年1月1日になります。続きまして、項目の3たばこ税です。関係条例、第95条、①たばこ税率の引き上げでは、国と地方の配分比率1:1を維持した上で、地方のたばこ税を平成30年10月1日から3段階で引き上げるとともに、平成27年度税制改正において講じられた紙巻たばこ3級品の特例税率の廃止に伴う経過措置について、今回の税率の引き上げに伴い、平成30年4月1日に行うこととされている税率の引き上げを平成31年10月1日に延期します。中段の表をご覧ください。市町村たばこ税につき

ましては1,000本当たり現行税率5,262円が、平成30年10月1日から5,692円に、32年10月1日から6,122円に、33年10月1日から6,552円になります。表の2段目の道たばこ税と合わせますと、地方たばこ税は1本当たり0.5円ずつの引き上げ、国と地方のたばこ税を合わせますと1本当たり1円ずつの引き上げ、3年で3円の引き上げとなります。関係条例第92条、第93条の2、第94条、②加熱式たばこに係る課税方式の見直しでは、製造たばこの区分として新たに加熱式たばこを創設し、紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻たばこに換算する方式とします。この見直しについては、急激な税負担の変化が及ぼす企業や消費者への影響にも一定の配慮を行う趣旨から現行の換算方法から改正後の換算方法へと段階的に移行するものです。7ページの表のとおり、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行いたします。①と②の施行期日は平成30年10月1日になります。関係条例、第92条の2、第96条、第98条は、法令改正に併せ所要の規定の整備、及び項ズレ整理を行うもので、施行期日は平成30年10月1日になります。以上、大空町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げましたので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

#### ◎日程第5 承認第2号

◇議 長 日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書25ページでございます。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。議案書27ページでございます。専決処分書。大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月31日、大空町長山下英二。議案書29ページ、30ページが改正条文でございます。議会臨時会参考資料63ページ、64ページに大空町国民健康保険税

条例の一部を改正する条例の概要を、65ページから68ページに新旧対照表を掲載しております。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料63ページをお開き願います。今回の専決処分は、国民健康保険の都道府県単位化により、財政責任主体が都道府県になることから、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が施行されるとともに、経済の好循環を促すため地方税法施行令の一部を改正する政令が、施行されたことに伴い、大空町国民健康保険税条例の改正が必要となったことから、地方税法の規定により3月31日付けで専決処分をさせていただきます、これを報告し承認を求めるものでございます。第2条、課税額についてでございます。第1項につきましては、課税額としてまとめて規定していた基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額をそれぞれ号建てすることで細分化し、第1号に基礎課税額、第2号に後期高齢者支援金等課税額、第3号に介護納付金課税額を規定するとともに、国民健康保険事業費納付金や北海道の国民健康保険に関する特別会計等についての字句の整理を行いました。また、第2項から第4項につきましては、第1項の改正に伴い、項・号の一部改正及び、括弧書きによる定義規定の一部削除を行いました。第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額についてでございます。第2条の改正に伴い、第1号中の括弧書き内の法令番号の削除を行いました。第23条、国民健康保険税の減額についてでございます。第2号、5割軽減の判定所得割額につきましては、基礎控除額に加算する被保険者数等に乗ずる額を27万円から5,000円引き上げ、27万5,000円として算出することとされ、また、同条第3号の2割軽減の判定所得額ににつきましては、基礎控除額に加算する被保険者数等に乗じる額を49万円から1万円引き上げ、50万円として算出することとされましたので、改正したものです。いずれもこの改正の施行期日は平成30年4月1日といたします。この改正の適用区分につきましては、附則第2項で平成30年度以後の国民健康保険税から適用し、平成29年度以前の国民健康保険税は、従前の例にすることといたしました。以上、提案理由を申し上げます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第3号

◇議 長 日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書31ページです。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。議案書33ページです。専決処分書。大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月31日、大空町長山下英二。議案書35ページに改正条例を掲載しておりますが、説明は、議会臨時会参考資料にて行わせていただきます。参考資料は69ページとなります。今回の改正につきましては、子ども子育て支援法施行令が平成30年4月1日から一部改正され、施行令において定められている国の保険料基準額が一部見直され、国の基準にしたがって保育料を定めている大空町広域入所に関する条例の保育料についても改正が必要となり、専決処分を行ったものでございます。参考資料69ページは新旧対照表です。別表第1、1号認定に係る保育料徴収額、徴収基準額表のうち、階層3の徴収基準額を右側、改正前1万4,100円から左側、改正後1万100円に引き下げるものです。また、附則第1号において、施行期日をこの条例は平成30年4月1日から施行するとし、第2号において経過措置として、この条例による改正後の大空町広域入所に関する条例の保育料に係る、70ページに続きますが、規定は、この条例の施行の日以後に係る保育料について適用し、施行日前に係る保育料については、なお従前の例によると定めるものです。以上、改正内容について御説明申し上げました。御承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。  
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありますか。  
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

#### ◎日程第7 承認第4号

◇議 長 日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書37ページです。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。39ページをお開き願います。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月31日、大空町長山下英二。41ページをお開き願います。今回の補正予算の専決処分は、本年3月末に地方譲与税、地方交付税、地方債等の額が確定したことにより、歳入歳出予算の専決処分を行ったものでございます。平成29年度大空町一般会計補正予算（第9号）、平成29年度大空町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,927万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億9,563万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成30年3月31日、大空町長山下英二。43ページ、お開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。2款、地方譲与税に1,543万4,000円を追加、3款、利子割交付金に73万8,000円を追加、6款、地方消費税交付金に760万7,000円を追加、8款、自動車取得税交付金に2,409万1,000円を追加、10款、地方交付税に5,182万7,000円を追加、18款、繰入金から5,059万9,000円を減額、20款、諸収入に7万2,000円を追加、21款、町債から990万円を減額し、歳入合計は、3,927万円追加し86億9,563万3,000円とするものです。44ページの歳出です。2款、総務費に6,020万6,000円を追加、3款、民生費から2,100万8,000円を減額、10款、教育費に7万2,000円を追加し、歳出合計は3,927万円追加し歳入合計と同額にするものです。続きまして45ページ、第2表地方債補正、1変更です。女満別南部地区農地整備事業債は、限度額440万円から50万円減額し390万円に、女満別豊住地区農地整備事業債は、限度額390万円に50万円追加し、440万円に変更したもので、それぞれ事業費の確定に伴うものです。学校給食費補助事業債は、給食費への補助額の確定に伴い、限度額2,730万円から10万円減額し2,720万円に変更したものです。女満別中学校整備事業債は、繰越事業であります。大規模改修工事において、起債の対象外となる備品類等の事業費があるため、限度額を2億5,890万円から980万円減額し、2億4,910万円に変更したものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、54ページ、55ページをお開き願います。2款1項9目公共施設等整備基金積立金、25節積立金に、6,020万6,000円の追加は、補正予算の財源調整により積み立てたものです。3款1項1目国民健康保険事業特別会計繰出金、28節繰出金から2,301万8,000円の減額は、療養給付費等負担金の増額に伴い、法定外繰出分を減額したものです。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、23節償還金利子及び割引料に201万円の追加は、平成27年度分の事業費補助金の精算確定により、国庫補助金返還のため追加したものです。10款4項2目、高校教育振興基金積立金、25節積立金に7万2,000円の追加は、東藻琴高校農業実習による生産

物売払代を積み立てたものです。続きまして、歳入の説明をいたします。50、51ページをお開きください。2款1項1目1節地方揮発油譲与税は5,000円の減額です。2項1目1節自動車重量譲与税は361万9,000円の追加です。3項1目1節航空機燃料譲与税に1,182万円の追加は、航空機発着便の増加等による航空燃料税の増に伴うものでございます。3款1項1目1節利子割交付金は73万8,000円の追加です。6款1項1目1節地方消費税交付金に760万7,000円の追加は、個人消費の伸びによるものでございます。8款1項1目1節自動車取得税交付金に2,409万1,000円の追加は、自動車販売台数等の増加によるものでございます。10款1項1目1節特別交付税に5,182万7,000円の追加は、当初の見込みより増額になったもので、地方交付税総額では、前年度比較、2億2,387万7,000円減の37億2,528万7,000円となっています。18款1項1目1節財政調整基金繰入金から16万4,000円の減額、4目1節公共施設等整備基金繰入金から4,169万2,000円の減額、6目1節学校教育施設建設基金繰入金から874万3,000円の減額は、今回の財源調整により繰り入れないこととしたためです。20款4項11目1節高校農業実習生産物売払代に7万2,000円の追加は、歳出で説明しましたとおり、東藻琴高校農業実習による生産物の売払いによるものです。21款の町債について、52、53ページに続きますが、先に第2表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。それぞれ譲与税、交付税、地方債等の額の確定により、補正するものでございます。以上、補正予算について御説明申し上げました。御承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

#### ◎日程第8 承認第5号

◇議 長 日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書57ページでございます。承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成30年5月25日提出、大空町長

山下英二。議案書59ページでございます。専決処分書、地方自治法179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月31日、大空町長山下英二。61ページでございます。平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）、平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,650万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,379万8,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年3月31日、大空町長山下英二。63ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。2款国庫支出金に3,952万円を追加、8款繰入金から2,301万8,000円を減額し、歳入予算合計は、1,650万2,000円を追加し、13億5,379万8,000円とするものです。64ページでございます。歳出です。2款保険給付費に476万円を追加、9款財政調整基金費に1,174万2,000円を追加、歳入歳出合計は、1,650万2,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明を申し上げますので70、71ページをお開き願います。今回の専決処分は4月に支払う平成29年度の医療費が想定より上回り、476万円の不足を生じたことから、歳出では、一般被保険者療養給付費を増額し、また、歳入では、療養給付費負担金の追加交付決定があり、収入が大幅に増えたことから、国庫支出金の増額を行うなど、専決処分により補正を行ったものでございます。医療費が高額になった要因といたしましては、心臓疾患や悪性腫瘍等の手術が例年よりも多く、医療費が全体に増加したものでございます。それでは歳出です。2款1項1目19節一般被保険者療養給付費に476万円追加です。先ほど説明した医療給付費に不足が生じたことから追加したものです。9款1項1目25節国民健康保険基金積立金に1,174万2,000円の追加です。今回の補正予算の財源調整として追加したものです。続きまして、歳入の説明を申し上げますので、68、69ページをお開き願います。2款1項1目1節現年度療養給付費等負担金の療養給付費負担金現年度分に3,319万6,000円、介護納付金負担金現年度分に167万5,000円、後期高齢者支援金負担金現年度分に464万9,000円の追加です。歳出の一般被保険者療養給付費の追加をしたものに伴うものでございます。8款1項1目1節一般会計繰入金から2,301万8,000円の減額です。療養給付費等負担金の交付金額の確定に伴い、法定外繰入れをしなくても黒字決算となる見込みであることから、法定外繰入分の一部を減額したものでございます。以上、補正予算の内容について御説明申し上げましたので、御承認いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。  
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

#### ◎日程第9 承認第6号

◇議 長 日程第9、承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書73ページになります。承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。75ページをお開き願います。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月31日、大空町長山下英二。今回の補正予算の専決処分につきましては、平成30年3月末に地方債などの額が確定したことにより、専決処分させていただいたものです。77ページをお開き願います。平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)、平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、別紙に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,207万9,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成30年3月31日、大空町長山下英二。79ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。1款使用料及び手数料に9万7,000円を追加、5款町債から20万円を減額、歳入合計は10万3,000円を減額し、3億4,207万9,000円とするものであります。80ページをお開きください。歳出です。1款総務費から10万3,000円を減額し、歳入合計と同額とするものであります。81ページをお開き願います。第2表地方債補正、1変更です。女満別高台地区簡易水道事業債は、限度額を60万円から20万円を減額し、40万円に変更するものです。事業費の確定に伴い町債の金額を変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、88、89ページをお開き願います。1款2項2目女満別高台地区簡易水道整備事業、15節工事請負費から10万3,000円を減額、事業費確定によるものです。続きまして、歳入の説明をいたしますので、86、87ページをお開き願います。1款1項1目1節給水使用料に9万7,000円を追加、財源調整のため追加するものです。5款1項1目1節町債につきましては、第2表で、説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御承認くださいますようお願い



します。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

#### ◎日程第10 承認第7号

◇議 長 日程第10、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書91ページになります。承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。93ページをお開き願います。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月31日、大空町長山下英二。今回の補正予算の専決処分につきましては、平成30年3月に地方債等の額が確定したことにより専決処分させていただいたものです。95ページをお開き願います。平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第5号)、平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,969万2,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成30年3月31日、大空町長山下英二。97ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。8款町債から100万円を減額し、歳入合計3億9,969万2,000円とするものであります。98ページをお開き願います。1款総務費から100万円を減額し歳入合計と同額とするものであります。99ページをお開き願います。第2表地方債補正、1変更です。下水道事業債は、限度額を3,100万円から100万円を減額し、3,000万円に変更するものです。事業費の確定に伴い地方債の金額を変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、106、107ページをお開き願います。1款1項3目改築更新

事業15節工事請負費から100万円を減額、事業費確定によるものです。続きまして、歳入の説明をしますので、104、105ページをお開き願います。8款1項1目2節、詳細につきましては、第2表地方債補正で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

#### ◎日程第11 承認第8号

◇議 長 日程第11、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書109ページです。承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。111ページです。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年4月6日、大空町長山下英二。113ページでございます。今回の補正予算の専決処分は、平成30年3月8日から9日にかけて前線を伴った低気圧の影響から、気温上昇による融雪並びに大雨により発生しました災害で、早急に対応しなければならない道路橋梁復旧工事につきまして、歳入歳出予算の専決処分を行ったものでございます。平成30年度大空町一般会計補正予算(第1号)、平成30年度大空町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億4,565万1,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年4月6日、大空町長山下英二。115ページです。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。20款諸収入に800万円を追加し、歳入合計は74億4,565万1,000円とするものです。116ページです。歳出です。14款災害復旧費に800万円追加し、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説

明ですが、歳出から行いますので、122、123ページをお開きください。14款1項1目新たに30年度発生災害道路橋梁復旧費として15節道路橋梁復旧工事費に800万円の追加です。融雪と大雨による災害で路面や路肩の崩壊崩落等の被害を受けた道路において早急に復旧工事が必要な経費に係るものでございます。続きまして、歳入の説明をしますので、120、121ページをお開き願います。20款4項11目1節備荒資金組合普通納付金災害支消金に800万円の追加は、今回の財源対策として、備荒資金で対応することとしたものです。以上、補正予算について御説明申し上げました。御承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第8号、専決処分承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時12分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。暫時休憩します。

(休憩 午前11時13分)

(再開 午前11時14分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 同意第2号

◇議 長 日程第12、同意第2号、大空町副町長の選任についてを議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の125ページでございます。同意第2号、大空町副町長の選任について、大空町副町長川口明夫が平成30年6月11日をもって任期が満了するので、地方自治法第162条の規定により、次の者を大空町副町長に選任したいので議会の同意を求めます。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。記、住所、北海道網走郡大空町東藻

琴65番地の22、氏名、川口明夫、生年月日、昭和33年10月22日生まれの59歳でございます。川口副町長は、平成22年6月から8年間、副町長としての職務にあたってまいりました。町政を進めるにあたりまして、町長と副町長は一つの方向を向きながらも、その対応はさまざまであるべきであり、バランスや和というものが大切だと考えております。私にはない調整能力を持っていると感じております。本人からは今回の一連の不祥事における責任に対する言及もありましたが、私とすれば、責任を放棄せず、職員育成に汗を流してほしいと願っておるところであります。引き続き副町長として選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。なお、本人の履歴につきましては、参考資料の71ページに掲載しております。ご覧をいただきたいと存じます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。何卒御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、日程第12、同意第2号、大空町副町長の選任についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。暫時休憩し、投票の準備を行います。

(休憩 午前11時16分)

(再開 午前11時17分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。議場の出入口を閉めます。  
(議場閉鎖)

◇議 長 ただいまの出席議員数は、議長を除き11人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番品田好博議員、及び8番齋藤宏司議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記載願います。

(投票用紙配付)

◇議 長 投票用紙の配付漏れはありますか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。  
(投票箱点検)

◇議 長 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に投票願います。

◇議会事務局長 議席番号と議員名を読み上げます。1番、後藤忍議員、2番、三條幸夫議員、3番、上地史隆議員、4番、田中裕之議員、5番、原本哲己議員、6番、沢出好雄議員、7番、品田好博議員、8番、齋藤宏司議員、9番、松岡克美議員、10番、深川昇議員、11番、松田信行議員。

◇議 長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。品田好博議員及び齋藤宏司議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

◇議 長 投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成10票、反対1票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号、大空町副町長の選任については、同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第13 同意第3号

◇議 長 日程第13、同意第3号、大空町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の127ページでございます。同意第3号、大空町教育委員会教育長の任命について、大空町教育委員会委員、渡邊國夫が、平成30年6月11日をもって、任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、次の者を大空町教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求めます。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。記、住所、北海道網走郡大空町女満別夕陽台3丁目62番地の35、氏名、渡邊國夫、生年月日、昭和33年1月18日生まれの60歳でございます。平成27年4月1日、法律の改正に伴い、同日以降新たに任命する教育長は議会の同意を得た上で、町長の任命によるものとなりました。渡邊教育長は、平成22年6月から8年間、教育長としての職務にあたってまいりました。現在、教育委員会では新しい高校の開校と魅力化、さらには認定こども園の開設という大きな課題に取り組んでおります。その他の教育分野においても課題が山積しており、継続した対応が必要と認識しております。そのため、新たな制度による教育長に引き続き任命いたしたく議会の同意を求めらるものであります。なお、本人の履歴につきましては、参考資料73ページに掲載しております。ご覧をいただきたいと存じます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。何卒御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、日程第13、同意第3号、大空町教育委員会教育長の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。暫時休憩し投票の準備を行います。

(休憩 午前11時30分)

(再開 午前11時31分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。議場の出入口を閉めます。  
(議場閉鎖)

◇議 長 ただいまの出席議員数は、議長を除き11人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番松岡克美議員及び10番深川昇議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記載願います。  
(投票用紙配付)

◇議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。  
(投票箱点検)

◇議 長 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に投票願います。

◇議会事務局長 議席番号と議員名を読み上げます。1番、後藤忍議員、2番、三條幸夫議員、3番、上地史隆議員、4番、田中裕之議員、5番、原本哲己議員、6番、沢出好雄議員、7番、品田好博議員、8番、齋藤宏司議員、9番、松岡克美議員、10番、深川昇議員、11番、松田信行議員。

◇議 長 投票漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。松岡克美議員及び深川昇議員、開票の立会いをお願いします。  
(開 票)

◇議 長 投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成10票、反対1票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号、大空町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。  
(議場開鎖)

#### ◎日程第14 同意第4号

◇議 長 日程第14、同意第4号、大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の129ページでございます。同意第4号、大空町教育委員会委員の任命について、大空町教育委員会委員、平出有実子が平成30年6月11日をもって任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を後任委員に任命したいので議会の同意を求めます。平成30年5月25日提出、大空

町長山下英二。記、住所、北海道網走郡大空町東藻琴西倉136番地、氏名、矢浪亜由美、生年月日、昭和52年8月17日生まれの40歳でございます。矢浪亜由美氏は、人格はもちろん、現在小学生をお2人、中学生お1人、高校生お1人を育てております、現役の子育て世代でもございます。教育に対する疑問も関心も深いことと思っております。生活感を行政に反映させていただくことは大変重要なことと考えており、その点からも教育委員会委員に適任であると判断をいたしました。同氏の任命につきまして、議会の同意を求めます。なお、矢浪亜由美氏のご経歴につきましては、参考資料75ページに掲載してございます。ご覧をいただきたいと存じます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。何卒御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、同意第4号、大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。暫時休憩します。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午前11時46分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 同意第5号

◇議 長 日程第15、同意第5号、大空町監査委員の選任についてを議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の131ページでございます。同意第5号、大空町監査委員の選任について次の者を大空町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。記、住所、北海道網走郡大空町女満別西5条2丁目3番15号、氏名、松岡克美、生年月日、昭和27年12月21日生まれの65歳でございます。監査委員の職は、自治体の会計に係る知識のほか、行政全般にわたる制度設計にも精通した知識が必要となります。さらに近年の行政運営は民間事業者の発想も取り入れていかなければならない事案が増えている現状でございます。松岡克美氏は、自営業を営まれているほか、NPO法人の役員、商工会役員などを務められ、卓越した識見をお持ちでございます。また、監査は公平公正であり、時に厳しく、そして人材を育む観点からも指導をいただかななくてはならない立場と考えますと、松岡克美氏が適任であると判断をいたしました。そのため、同氏の選任について議会の同

意を求めるものでございます。なお、松岡克美氏の経歴につきましては、参考資料の77、78ページに掲載してございます。ご覧をいただきたいと存じます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。何卒御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、同意第5号、大空町監査委員の選任についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、大空町監査委員の選任については、同意することに決定しました。暫時休憩します。

(休憩 午前11時48分)

(再開 午前11時49分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 同意第6号 から 日程第18 同意第8号

◇議 長 日程第16、同意第6号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第18、同意第8号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの3件は、いずれも委員選任同意の議案でありますので、この際一括議題といたします。本件について、提出者の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の133ページでございます。同意第6号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について、大空町固定資産評価審査委員会委員、田中一が平成30年6月11日をもって任期が満了するので、地方税法第423条第3項の規定により、次の者を後任委員に選任することについて議会の同意を求める。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。記、住所、北海道網走郡大空町東藻琴353番地、氏名、菅野宏治、生年月日、昭和44年12月29日生まれの48歳でございます。菅野宏治氏は、平成7年4月から商店を経営され、平成15年4月からは、商工会青年部長、また、商工会理事などを歴任されており、納税義務者の目線を代表して固定資産評価審査委員会委員に適任であると判断をいたしました。同氏の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。続きまして、議案書の135ページでございます。同意第7号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について、大空町固定資産評価審査委員会委員、川井政昭が、平成30年6月11日をもって任期が満了するので、地方税法第423条第3項の規定により、次の者を後任委員に選任することについて議会の同意を求める。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。記、住所、北海道網走郡大空町女満別湖南109番地の3、氏名、川井政昭、生年月日、昭和31年6月1日生まれの61歳でございます。川井政昭氏は、



平成27年6月から固定資産評価審査委員会委員に就任され現在に至っております。このたびの任期満了に伴い、引き続き同氏の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。引き続きまして、議案書の137ページでございます。同意第8号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について、大空町固定資産評価審査委員会委員、斉藤恒一が平成30年6月11日をもって任期が満了するので、地方税法第423条第3項の規定により、次の者を後任委員に選任することについて議会の同意を求める。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。記、住所、北海道網走郡大空町女満別西1条3丁目1番18号、氏名、斉藤恒一、生年月日、昭和32年1月18日生まれの61歳でございます。斉藤恒一氏は平成27年6月から固定資産評価審査委員会委員に就任され現在に至っております。このたびの任期満了に伴い、引き続き同氏の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。なお、先ほど同意第6号で申し上げました。菅野氏の経歴につきましては、参考資料の79ページ、80ページ、また、川井政昭氏につきましては、同様に経歴につきましては、参考資料の81ページ、82ページ、そして、斉藤恒一氏の御経歴につきましては、83ページ、84ページに掲載をしております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。何卒御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、同意第6号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第6号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◇議 長 これから、同意第7号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第7号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◇議 長 これから、同意第8号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第8号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。暫時休憩します。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午前11時55分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 同意第9号

◇議 長 日程第19、同意第9号、大空町固定資産評価員の選任についてを議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の139ページでございます。同意第9号、大空町固定資産評価員の選任について次の者を大空町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。記、住所、北海道網走郡大空町東藻琴549番地の7、氏名、田中信裕、生年月日、昭和37年8月2日生まれの55歳でございます。このたびの固定資産評価員の選任は、本年4月1日付けの職員の人事異動に伴うものでございます。なお、本人の履歴につきましては、参考資料の85ページ、86ページに掲載してございます。ご覧をいただきたいと存じます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。何卒御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、同意第9号、大空町固定資産評価員の選任についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第9号、大空町固定資産評価員の選任については、同意することに決定しました。暫時休憩します。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午前11時58分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第20 同意第10号 から 日程第22 同意第12号

◇議 長 日程第20、同意第10号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてから日程第22、同意第12号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてまでの3件はいずれも委員選任同意の議案でありますので、この際一括議題といたします。本件について、提出者の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の141ページでございます。同意第10号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について、大空町職員懲戒審査委員会委員、元氏充が平成30年6月19日をもって任期が満了するので、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので議会の同意を求める。平成30年5月25日提出、大空町長

山下英二。記、住所、北海道網走郡大空町女満別西2条5丁目1番7号、氏名、元氏充、生年月日、昭和37年3月6日生まれの56歳でございます。元氏充氏は人格高潔で識見も高く、公平公正であり、職員懲戒審査委員会委員に適任であると判断をいたしました。引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。次に議案書、143ページでございます。同意第11号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について、大空町職員懲戒審査委員会委員、廣川和寛が平成30年6月19日をもって任期が満了するので、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので議会の同意を求める。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。記、住所、北海道網走郡大空町東藻琴末広413番地の5、氏名、廣川和寛、生年月日、昭和25年9月10日生まれの67歳でございます。廣川和寛氏は、識見も高く、公平公正で民間組織の役員経験もあり、職員懲戒審査委員会委員に適任であると判断をいたしました。引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。続きまして、議案書145ページでございます。同意第12号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について、大空町職員懲戒審査委員会委員、藤田勉が平成30年6月19日をもって任期が満了するので、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので議会の同意を求める。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。記、住所、北海道網走郡大空町女満別西5条3丁目6番19号、氏名、南部猛、生年月日、昭和37年2月7日生まれの56歳でございます。このたびの職員懲戒審査委員会委員の選任は、任期満了並びに4月1日付けの職員の人事異動に伴うものでございます。なお、先ほどの同意第10号、元氏充氏の経歴につきましては、議会参考資料87ページ、また、同意第11号の廣川和寛氏に係わる経歴につきましては、参考資料の89ページ、90ページ、そして、この同意第12号、南部猛氏に係る経歴につきましては、資料の91ページ、92ページに掲載をいたしてございます。それぞれご覧をいただきたいと存じます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。何卒御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、同意第10号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第10号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◇議 長 これから、同意第11号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第11号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◇議 長 これから、同意第12号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採

決します。お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第12号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。暫時休憩します。

(休憩 午後0時05分)

(再開 午後0時06分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第23 議案第31号

◇議 長 日程第23、議案第31号、物品の購入についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。作田地域振興課長。

◇地域振興課長 議案書147ページでございます。議案第31号、物品の購入について、次のとおり物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。記、1購入する物品の種類及び数量、1、000リットルメカニカルチーズバット1台、2購入の方法、指名競争入札、3購入の金額、1、188万円、4購入の相手方、江別市工栄町5番地19、ニチラク機械株式会社、代表取締役社長、佐藤俊彦。今回購入いたしますメカニカルチーズバットは、近年ふるさと応援寄附金の返戻金などにより需要が増大しておりますチーズ製品の製造能力向上のため、ひがしもこと乳酪館に整備するものでございます。チーズバットはチーズ製造における基本装置で、攪拌、発酵、カッティングなどのさまざまな作業を行うに必要な装置で、現在使用している容量は450リットルであります。今回1、000リットルの装置を導入することで、安定的な生産量の確保と在庫不足の解消を図るものでございます。購入に係る入札につきましては、平成30年4月17日に指名競争入札により実施をし、同日仮契約を行ったところでございます。納入期限につきましては、平成30年9月30日としております。指名競争入札に係る指名業者につきましては、田尻機械工業株式会社、ニチラク機械株式会社、の2社で入札を執行いたしました。入札の結果、ニチラク機械株式会社が落札したところでございます。契約の金額は1、188万円、うち、消費税及び地方消費税の合計額は88万円となっております。なお、購入に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものでございます。以上、提案理由を御説明いたしましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 購入する物品のですね、言葉で今説明あったというイメージがちょっとわからないんですけども、例えば資料でですね、そういった写真をつけていただくとか、今後のお願いなんですけども、ここで表現していただける、ただちょっと理解しにくいなという

思いますので、今後の課題ということで、よろしくお願ひしたい。

◇議 長 作田地域振興課長。

◇地域振興課長 形状的なものでございますが、今回は1,000リットルのものを購入したところでございますけれども、現状の450リットルものから各種ございます。形的にはですね、何と申しますか、大きな浴槽と申しますか、そんなような形状をしているものでございまして、その中で、攪拌等を行い、発酵とかをする設備でございます。なかなか口で言い表すのが難しいところでございますけれども、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 副町長。

◇副町長 ただいまの特殊な備品ということでございますので、今後先ほど提案のありましたような形ですね、皆さんにわかりやすいような形で特殊備品についてはですね、資料の添付を検討させていただきますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 その他、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第31号、物品の購入についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 議案第32号

◇議 長 日程第24、議案第32号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の149ページです。議案第32号、工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。記、1契約の目的、女満別中学校大規模改修工事(建築主体)、2契約の方法、指名競争入札、3契約の金額、2億250万円、4契約の相手方、大空町女満別西3条1丁目3番4号、河西・藤井経常建設共同企業体、代表者、株式会社河西組、代表取締役、河西悟。工事の概要等につきまして御説明申し上げますので、臨時議会参考資料93ページをお開きください。本資料に

つきましては、議案32号による女満別中学校大規模改修工事（建築主体）と、議案33号による女満別中学校大規模改修工事（設備）、さらに、議決対象ではありませんが、関連する女満別中学校大規模改修工事（電気）についても記載しまとめた資料となっておりますので御了承願います。上の表に契約の概要、下に工事概要等を示しています。先に下の表、工事概要の部分です。女満別中学校は校舎が鉄筋コンクリート造、体育館が鉄骨造一部鉄筋コンクリート造で、いずれも2階建て延べ床面積約4,600平方メートルですが、今回の改修工事では右側の図斜線部分、校舎のうち1,591.2平方メートル、体育館1,198.32平方メートル、合計2,789.52平方メートル、全体の約6割部分を改修するものです。工事内容につきましては、主に校舎の屋上、外壁、内装、建具の建築改修工事及び電気設備、機械設備の改修工事、体育館では、屋根、外壁、内装、建具の建築改修工事及び電気設備、機械設備の改修工事となっております。女満別中学校につきましては、昭和46年から昭和48年に建設され、平成2年から平成3年に大規模改修工事を実施しております。大規模改修工事からでも25年以上が経過し、雨漏り、外壁のひび割れの進行、内装の劣化、電気設備機器の不具合など、老朽化に伴う支障等が生じていることから、今回大規模改修工事を行おうとするものでございます。なお、今回の工事範囲から外れている校舎の一部グラウンド側校舎となりますが、こちらにつきましては、次年度以降の改修工事を実施する予定としておるところでございます。上の表工事契約につきましては、左側が、今回の議案32号本議案で議決を求める女満別中学校大規模改修工事（建築主体）でございます。請負に係る入札につきましては、平成30年5月22日に指名競争入札により実施しています。指名競争入札につきましては、河西・藤井経常建設共同企業体、株式会社三共後藤建設美幌支店、株式会社ダイイチ美幌支店、以上3社で入札を執行し、入札の結果、河西・藤井経常建設共同企業体が落札したものです。契約の金額は2億250万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は1,500万円となっております。工期につきましては、契約の日から平成31年1月31日までの予定としております。なお、当工事請負につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結する予定としております。以上、御説明申し上げました、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第32号、工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第33号

◇議 長 日程第25、議案第33号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書151ページです。議案第33号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求める。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。記、1契約の目的、女満別中学校大規模改修工事（設備）、2契約の方法、指名競争入札、3契約の金額、6,598万8,000円、4契約の相手方、大空町東藻琴290番地、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、支店長、小原博之。先の議案32号と同様となりますが、臨時議会参考資料93ページをお開き願います。工事概要につきましては、議案32号において説明したとおりです。議案33号により議決を求める女満別中学校大規模改修工事（設備）の工事契約については、上の表右側に記載されております。請負に係る入札は、平成30年5月22日に指名競争入札により実施しています。指名競争入札につきましては、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、池田煖房工業株式会社美幌営業所、株式会社カネキ柏原、株式会社三光、株式会社そうけんの以上5社で入札を執行し、入札の結果、船橋西川建設株式会社東藻琴支店が落札したものです。契約の金額は6,598万8,000円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、488万8,000円となっております。工期につきましては、契約の日から平成31年1月31日までの予定としています。当該工事につきましても、議会議決をいただいた後、本契約を契約する予定としております。以上、御説明を申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第33号、工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第34号

◇議 長 日程第26、議案第34号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町長 議案書153ページ、議案第34号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案説明に先立ちまして、議員各位、町民の皆様、そして、今回の事件や事務処理誤りにおきまして御迷惑をおかけをしたり、また町政参画の権利を奪ってしまった方々に対し、心から深くお詫びを申し上げる次第でございます。今回の事件につきましては、極めて稚拙な行動によるものでございます。また、事務処理の誤りに至っては、単純軽率な対応が招いたものでありました。しかしながら、その結果は極めて重大な事態を引き起こすこととなったものでございます。事務処理の誤りは他の行政委員会において発生したものとはいいながら、どちらの事象も大空町職員が引き起こしたことに間違いはございません。役場という組織は、町民の皆さんの幸せを第1に考えて、制度を創設したり、事業を実施したり、また、社会資本を整備したりしていかなければなりません。それらを実践実行するのが職員でございます。そのように考えますと、学生でありました人材をお預かりし仕事ができる一人前の職員に育てていくことも役場組織としての大きな役割となります。さらに加えるならば、一人前の職員となる前段として一人前の社会人として成長させ、人格形成を図っていくことをしていかなければならないものと思います。その点から、今回の事象を振り返ってみましても、役場組織として十分役割を果たしていないことが明らかであり、反省として挙げられます。今後、あらゆる機会を通じて職員の育成に力を注ぐ決意を新たにしたところでございます。役場として職員を十分育ててこられなかった責任は、組織の長として私にあるものと受けとめております。併せて、事務の総責任者であります副町長についても同様に責任があると判断をいたし、改正条例等を提案させていただくものでございます。条例の全体につきましては、副町長から説明をいたさせます。何卒お認めをいただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議長 川口副町長。

◇副町長 それでは、御指示がございましたので、議案書153ページでございます。議案第34号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、このことについて、別紙のとおり提出する。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。155ページは、改正文でございます。改正内容につきましては、臨時会参考資料95ページ、新旧対照表により御説明を申し上げますので、お開きをいただきたいと思います。このたびの職員による東藻琴地区道営中山間総合整備事業促進期成会運営資金の着服、併せまして出向職員等による町議会議員選挙の期日前投票における投票用紙誤交付、という大変あってはならない、不適切な事務処理により、農業者の皆様、そして、選挙投票者の皆様に多大な御迷惑をおかけし、町民の皆様の信用を著しく失墜させてしまいましたことから、管理監督責任を負うため、町長と私の給料、それぞれ20%2箇月減ずるものでございます。大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則に、第8項として、平成30年6月及び7月に支給する町長及び副町長の給料の支給にあたっては、第3条に規定する町長及び副町長、それぞれの給料月額から、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずる、を加えるものでございます。附則といたしまして、こ



の条例は平成30年6月1日から施行するものでございます。このたびの事件、不祥事に対しまして改めて町民の皆様、議員各位に対しまして深くおわびを申し上げるところでございます。以上、提案の説明を申し上げましたので、御審議の上、議決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 今、改正の内容につきましては、いろいろと説明を受けて、また町長からも謝罪があったところではあります。しかしながら、今回2件の不祥事については大変な重要なことだと思っております。まず、本当に1点は、単純ミス、本当に単純ミスだと思います。もう1点については、お金の流用、大変なことだと思います。この件につきまして、今回始まる前に新人の方が自己紹介がありましたけども、今後どのように、職員に対して指導または対処していくのか、再度お聞きしたいのと、もう一つは、お金の流用だったんですけども、例えばお金以外の金銭的なものもあると思うんですけども、例えば切手とか、燃料カードとか、いろいろ種類はあると思うんですけども、それについての管理についてちょっと聞かせたいと思います。

◇議 長 副町長。

◇副町長 まず1点目の今回の事件不祥事による対応ということでございますが、まず、外郭団体の件については、過去にそのような同様な事件があったということで、今、規則要綱に基づいてですね、管理のあり方というのは、ルールとして決まっております。ただ、いくらルールがあってもですね、それを理解する、その以前の今回はお話ということで、現状で申しますと、登録しなければ事務を扱う場合にしてはいけないということが全て決まっておりますけれども、してはいけないことをまずしてしまったということです。ということは、事務を扱うのであれば、その管理、会計団体を登録しなければならない。そのことをまず行っていないということですから、いくら規則があっても、そのことを徹底しなければならない。これについては、職員にその徹底がなかったということと、会計については相手がおります。この団体の方にもですね、町のルールというものをきちんとわかっていただくと、会計を扱う場合には届出がいる。また、印鑑は団体であれば団体の長が預かる、そういうルールがあるということを受けるためにはその団体の方にも、理解をしていただくと。そこの徹底がなかったんじゃないかというふうに思っております。登録をしてあるから大丈夫だと、そのような登録制度があるからですね、大丈夫だということがあって、その前段の確認を怠ってしまったということかというふうに思っております。さらに、このことを含めてですね、改めて職員に周知するとともに、周知の回数というのは、やはり年に数回、きちんと行っていくと。会計検査というのは毎月行っておりますけれども、そうではなくてその届け出をする前段の周知というものをきちんとしていくということで対応したいというふうに考えていますし、既に周知もしているところでごさ

います。また、選挙管理委員会で起きた事件につきましては、町部局としては、執行するということではできません。そここのところについてはですね、町の職員が出向ですから、執行機関のアドバイスというか、フォローするというような形でですね、私が先頭に立って、確認できる範囲の中ですね、やっていきたいというふうに考えてるところでございます。もう1点目の金銭以外の管理につきましては、各課で切手、それから例えば福祉課といいますとタクシー券、産業課でいいますと朝日ヶ丘パークゴルフ場の1日券だとか、定期券だとか、また、総務課では切手類でございますが、これについてはですね、教育委員会は教育長、総合支所においては総合支所長、役場部門については私が半年に1回点検をすると、日々の点検については必ず出し入れの帳簿をつくって課長が点検をすると、そのほかに燃料カードについては各担当課長が管理しております。あとは女満別空港を利用する場合の空港の駐車券、ていうものも総務課で一元化しているということになっております。以上でございます。

◇議 長 8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 本当にこの2件の不祥事は大変な問題だと思っております。町民の方からは、私のところに電話をいただいております。本当に今後あってはならない不祥事なんですけども、また改めてこういうことが起きないように努力していただきたいと思っております。以上、終わります。

◇議 長 副町長。

◇副町長 はい、肝に銘じてですね、このことが起きないように事前にチェックをきちんとしていけるような体制で、進めてまいりたいと、このように思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 その他質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第34号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第35号

◇議 長 日程第27、議案第35号、平成30年度大空町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書157ページです。議案第35号、平成30年度大空町一般会計補正予算（第2号）、平成30年度大空町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億4,750万1,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年5月25日提出、大空町長山下英二。159ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。18款繰入金に185万円を追加し、歳入合計は74億4,750万1,000円とするものです。160ページです。歳出です。2款総務費に150万円を追加、8款土木費に88万8,000円を追加、12款職員給与費から53万8,000円を減額し、歳出合計は185万円追加し、歳入合計と同額にするものです。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明をいたします。歳出から行います。166、167ページをお開き願います。2款1項6目公有財産管理費15節町有地支障物件撤去工事に150万円の追加は、道道女満別空港線沿いの町有地に事業用店舗建設のための貸付要望がありました。貸付に支障となるアスファルト舗装と樹木及び切り株の撤去に必要な工事経費に係るものです。8款6項1目町営住宅維持補修事業、13節、産業廃棄物処理委託料に88万8,000円の追加は、東藻琴南ひばり団地に設置しています、灯油タンクの配管が土の中で破断し、灯油が漏れ土壤にしみ込んでいる状況です。現在は、中和剤を散布シートで覆っておりますが、早期に土壤の処分が必要なことから追加するものです。12款1項1目職員給与費2節特別職給から53万8,000円の減額は、議案第34号でお認めいただきました町長及び副町長の給料の減額に伴うものでございます。続きまして、歳入の説明をします。164、165ページをお開き願います。18款1項1目1節財政調整基金繰入金に185万円の追加は、今回の財源調整として繰り入れるものです。以上、補正予算について御説明申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。  
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第35号、平成30年度大空町一般会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、平成30年度大空町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 選挙第4号

◇議 長 日程第28、選挙第4号、大空町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。暫時休憩します。

(休憩 午後0時41分)

(再開 午後0時42分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。選挙管理委員会には、ただいまお手元に配付しましたとおり、平池克美氏、奥田純子氏、丹羽多美男氏、藤井智靖氏、以上の方を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました平池克美氏、奥田純子氏、丹羽多美男氏、藤井智靖氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。第1順位、本田裕行氏、第2順位、中川利佳子氏、第3順位、森玲子氏、第4順位、三村淳良氏、以上の方を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、本田裕行氏、第2順位、中川利佳子氏、第3順位、森玲子氏、第4順位、三村淳良氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第29 報告第3号

◇議 長 日程第29、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。山下町長から、お手元に配付しているとおりの専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 大空町議会臨時会議案書3ページになります。報告第3号、専決処分の報告について説明いたします。5ページをお開き願います。専決処分第2号、専決処分書。町有

車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成30年3月27日、大空町長山下英二。記、1 和解内容、別紙でございますが、後ほど説明させていただきます。2 損害賠償の額、6万3,000円、3 和解の相手方、札幌市中央区北1条東2丁目5番3、北海道総合通信網株式会社、取締役社長、林宏行。7ページをお開き願います。和解内容、1 事故の原因、(1) 事故発生日時、平成30年1月5日、午前3時30分頃、(2) 事故車両、北網900る691、小型ロータリー除雪車、(3) 事故発生場所、大空町東藻琴149番地、(4) 事故車両の運転者、白井修司、大空町との関係、道路橋梁及び河川の維持管理に関する指定管理者、大空総合管理協同組合職員、(5) 事故の相手方、札幌市中央区北1条東2丁目5番3、北海道総合通信網株式会社、(6) 事故の概要、歩道除雪作業中に小型ロータリー除雪車のロータリー装置部が北海道電力株式会社所有のコンクリート柱に接触し破損を与えた。北電柱に共架している北海道総合通信網株式会社所有のケーブル張替が必要である。2 和解の条件、(1) 事故の第1当事者(甲)、大空町長山下英二、(2) 事項の第1当事者(乙)、札幌市中央区北1条東2丁目5番3、北海道総合通信網株式会社、取締役社長、林宏行、(3) 過失割合、甲100%、乙0%、(4) 損害賠償の額、6万3,000円、(5) 支払期限、甲は乙に対して、本物損事故に対する損害賠償額として金6万3,000円を平成30年4月16日までに支払うものとする。(6) 異議の申立て、示談書、承諾書の締結後は甲乙間において、今後本件に関して、異議申立てをしないことを約束する。なお、本件につきましては、北海道から受託している道道網走川湯線の歩道除雪中の事故であります。除雪作業は進行方向左側に投雪し、視界が遮られる中で、前方の住宅に注意していたことで、右側の電柱に気づかず、ロータリー装置が北海道電力所有のコンクリート柱に接触し破損を与えました。なお、運転手に怪我はなく除雪車両にも損傷はありませんでした。また、本物損事故に係る和解及び損害賠償額につきましては、既に専決処分させていただきました北海道電力株式会社網走営業所、損害賠償の額23万9,717円、このほかにNTT株式会社が和解に至っておりませんが、和解及び損害賠償の額が確定次第審議させていただきます。以上、専決処分の内容を報告いたします。

◇議 長 これ専決処分の報告については終わります。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成30年第2回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後0時50分)